

Q7-5 台湾製品の対中輸出制限・禁止製品と制限品輸出の許認可について

台湾から中国へは、現在直接輸出が認められており、半導体ウェハーの製造設備（化学機械研磨機、フォトレジスト剥離装置、フォトレジスト現像装置、急速熱処理装置、堆積装置、洗浄装置、乾燥機、電子顕微鏡、エッチング装置、イオン注入装置、フォトレジスト塗布装置、リソグラフィ装置等の17の貨物分類コード）を除いて、中国に対する輸出には特別な制限はなく、他の国への輸出と同様に貿易法および関連製品法令で規制されています。

関連貨物が中国に輸出される前に、投資行為（下記参照）に属する場合、輸出者は経済部投資審議委員会が許可した投資書類を添付しなければならず、投資行為ではない場合、輸出者は非投資行為の誓約書および関連書類を添付し、経済部国際貿易局に対して輸出許可証を申請し、かつその輸出許可証に生産したウェハーのサイズおよび製造技術の水準を明記しなければなりません。

上記でいう投資行為とは、以下の行為を行うことを指します。

1. 新会社あるいは事業の創設
2. 中国の既存会社あるいは事業への増資
3. 中国の既存会社あるいは事業の株式取得（上場会社の株式購入を除く）
4. 支店あるいは事業の創設もしくは拡張